

水道標準プラットフォーム
サービス共通仕様書

Ver1.0

株式会社 J E C C

目次

本仕様書で使用する用語について	1
はじめに 本書について	1
定義	1
ドキュメント体系について	2
システム概要	2
1. サービス提供時間について	5
2. セキュリティ対策について	5
2.1 安全性基本方針（セキュリティポリシー）	5
2.1.1 基本的な考え方	5
2.1.2 対策	5
2.2 セキュリティ責任範囲	5
2.2.1 基本サービス機能におけるセキュリティ責任範囲	6
2.2.2 IT 基盤提供サービスにおけるセキュリティ責任範囲	6
2.2.3 簡易台帳アプリケーションにおけるセキュリティ責任範囲	6
2.2.4 セキュリティ責任範囲外について	6
2.3 個人情報保護について	6
3. 運用について	7
3.1 運用基本方針について	7
3.2 運用区分について	7
3.2.1 基本サービス機能の運用責任範囲	7
3.2.2 IT 基盤提供サービス機能の運用責任範囲	8
3.2.3 簡易台帳アプリケーションの運用責任範囲	8
3.3 運用体制について	8
3.3.1 サポート時間帯	8
3.3.2 問合せ窓口／連絡先一覧	8
3.4 当社からの連絡について	8
4. 保守について	8
4.1 保守基本方針について	8
4.2 保守区分について	9
4.2.1 基本サービス機能の保守責任範囲	9
4.2.2 IT 基盤提供サービス機能の保守責任範囲	9
4.2.3 簡易台帳アプリケーション機能の保守責任範囲	9
4.3 保守体制について	9
4.4 計画停止について	9

5. SLA(Service Level Agreement)について	10
5.1 SLA 適用対象	10
6. 利用料について	10
6.1 課金の考え方	10
6.2 環境について	10

本仕様書で使用する用語について

本仕様書では以下の用語を用います。

- ・ GW (ゲートウェイ)
- ・ AP (アプリケーション)
- ・ PF (プラットフォーム)
- ・ IF (インターフェイス)

はじめに 本書について

本仕様書は、株式会社 JECC (以下、当社) が水道標準プラットフォームサービス (以下、本サービス) を提供する内容等を定めるものです。

定義

① 水道情報活用システム

データ流通するための仕様が統一され、セキュリティを担保したクラウドサービスを活用したシステムであり、全国の水道事業者間で共同利用し、水道事業の広域化、コスト削減等の効率化を図ることを目的とした仕組みの総称です。

② 水道標準プラットフォーム

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構により公開された水道事業における CPS/IoT の技術を活用した「水道情報活用システム」のルールを定めた「システム標準仕様」に基づいて構築されたサーバおよびデータ蓄積をする情報基盤です。

③ サービス共通仕様書

「水道標準プラットフォーム」にて提供する各サービスに共通する仕様書です。

④ 基本サービス仕様書

「水道標準プラットフォーム」にて提供する「ポータル機能」や「ユーザ ID 管理機能」、「流通機能」等共通で利用する機能を説明した仕様書です。

⑤ IT 基盤提供サービス仕様書

「水道標準プラットフォーム」上に構築する仮想サーバや OS、ミドルウェア等の提供に関して説明した仕様書です。

⑥ 閉域網サービス仕様書

「水道情報活用システム」へ接続するための閉域網回線に関して説明した仕様書です。

⑦ 簡易台帳アプリケーションサービス仕様書

「水道情報活用システム」上にて提供する簡易台帳アプリケーションについて説明した仕様書です。

ドキュメント体系について

サービス利用約款、サービス仕様の体系について、以下に示します。

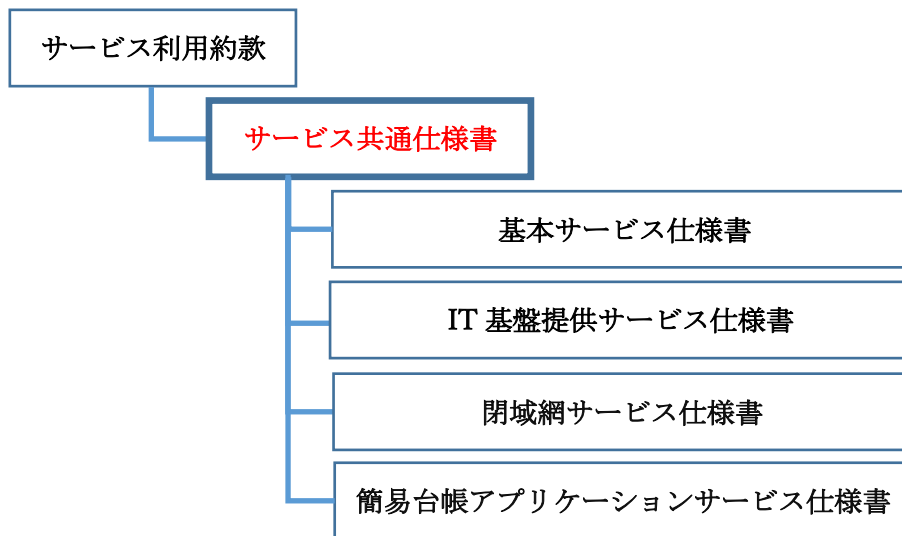


図 0-1: ドキュメント体系について

システム概要

① 水道標準プラットフォーム概念図

水道標準プラットフォームは、以下の環境をサービス利用者に提供します。

(ア)本番環境

アプリケーションを利用し水道業務を実施する環境です。閉域網ネットワークを
経由して本環境を利用します。

(イ)開発・試験環境

アプリケーションの開発および、本番環境へリリースする前の試験を実施するた
めの環境です。閉域網ネットワークを經由して本環境を利用します。

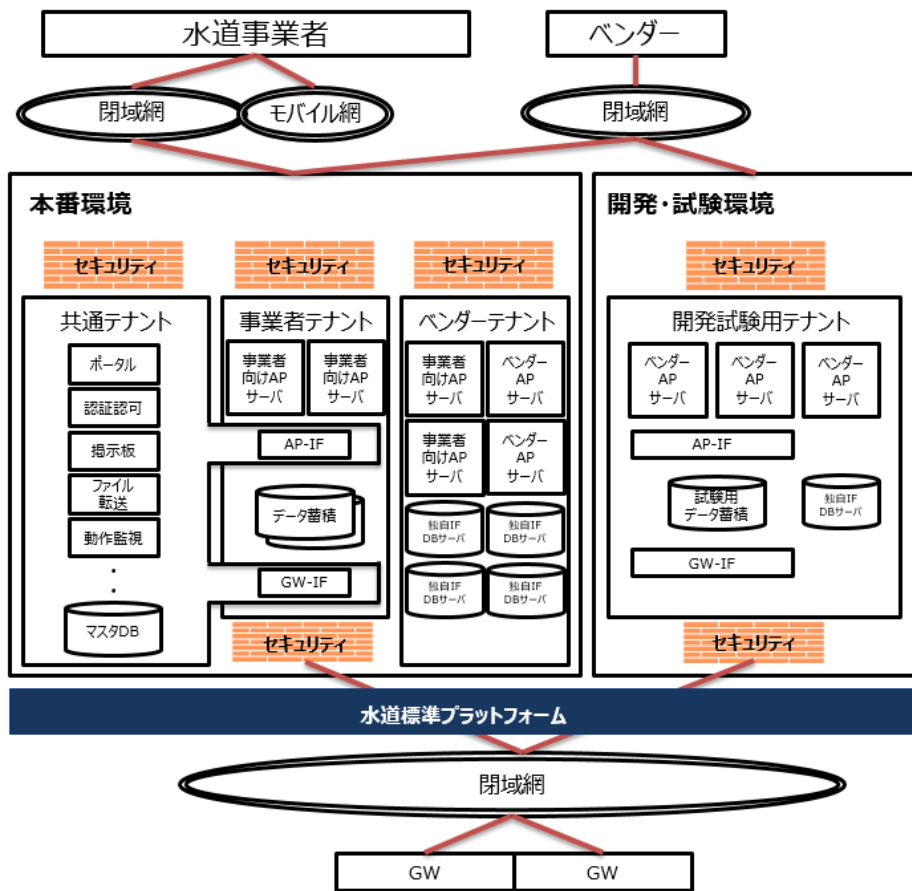


図 0-2: 水道標準プラットフォームの概念図

② 提供サービス機能

水道標準プラットフォーム上で提供するサービスは、以下の通りとなります。

表 0-1: 水道標準プラットフォームで提供するサービス一覧

機能	概要
ポータル機能	AP アクセス、問い合わせ対応、システムリソース維持・確認、連絡体制表管理、掲示板機能、ファイル共有・送信、CSV 提供・投入、障害状況管理
ユーザ ID 管理機能	ユーザ登録・変更、ベンダー登録・変更
認証認可機能	ユーザ権限管理、AP/GW 登録変更
流通機能（マスタ）	マスタ登録・変更、マスタ情報提供
セキュリティ機能	通信暗号化、蓄積データ暗号化、不正アクセス防止
動作監視機能	AP/GW/回線監視、監視情報共有・通知
IT 基盤提供	サーバ/OS 提供、商用パッケージ提供、イメージバックアップ
流通機能（IF）	AP 向け標準インターフェイス、GW 向け標準インターフェイス
データ蓄積機能	データ蓄積、ファイル蓄積、バックアップ
簡易台帳 AP 機能	簡易台帳アプリケーション
開発・試験環境提供	サーバ/OS 提供、商用パッケージ提供、スタブ提供、AP 向け標準インターフェイス、データ蓄積、ファイル蓄積、GW 向け標準インターフェイス
閉域網サービス	プラットフォーム指定ネットワーク利用サービス（閉域固定回線）、プラットフォーム指定ネットワーク利用サービス（モバイル回線）、事業者指定ネットワーク受け入れサービス

1. サービス提供時間について

本サービスのサービス提供時間は、24 時間 365 日です。

2. セキュリティ対策について

2.1 安全性基本方針（セキュリティポリシー）

2.1.1 基本的な考え方

本サービスにおいては、組織（人的）セキュリティ、物理セキュリティ、システムセキュリティを考慮したセキュリティ対策を実施しています。

2.1.2 対策

① 組織（人的）セキュリティ対策

当社では、情報セキュリティに関する方針を定め、サービス運営を実施しております。本方針により、運用担当者への教育活動を実施する旨を定めています。

② 物理的セキュリティ対策

当社では、データが保管されている領域また、システムを運用するエリアへの物理アクセスを厳密に制御する手法で、プラットフォームを運営しております。また、データセンタには、耐震・耐火設備を装備しています。

③ システムセキュリティ対策

盗聴、改ざん等のセキュリティリスクに備えて、アクセス制御等の対策を講じています。

2.2 セキュリティ責任範囲

セキュリティの責任範囲を以下に示します。

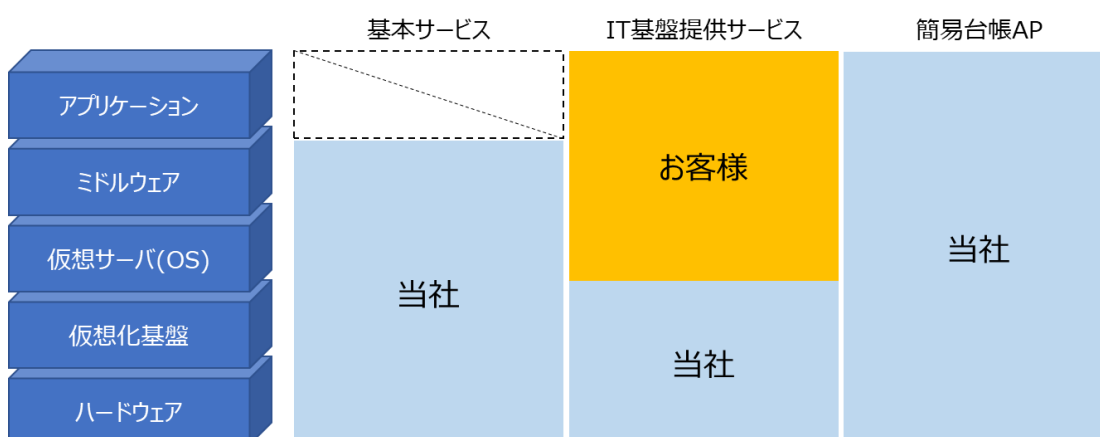


図 2-1：セキュリティ責任範囲

2.2.1 基本サービス機能におけるセキュリティ責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供するミドルウェアまでを当社の責任範囲とします。

2.2.2 IT 基盤提供サービスにおけるセキュリティ責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供する仮想化基盤までを当社の責任範囲とし、仮想サーバ(OS)より上位層をサービス利用者の責任範囲とします。

2.2.3 簡易台帳アプリケーションにおけるセキュリティ責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供するアプリケーションまでが当社の責任範囲とします。

2.2.4 セキュリティ責任範囲外について

以下は、当社のセキュリティ責任の範囲外とします。

- ① 水道標準プラットフォームへアクセスする端末
- ② サービス利用者が導入されたアプリケーション
- ③ サービス利用者が持ち込んだデータ
- ④ サービス利用者による故意または過失により生じたセキュリティインシデント
- ⑤ 天災地変等不可抗力による事象
- ⑥ 上記の他、当社の責に帰すことができない事由

2.3 個人情報保護について

本サービスを運営するにあたり、以下に定める個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条に定めるものを指す。）について、当社のプライバシーポリシー、ならびに個人情報保護規程に従い、安全に管理します。

- ① 本サービスにおいて利用者から提供された個人情報
- ② 本サービス提供時に本システムにおいて取得するデータに含まれる個人情報
- ③ 個人情報の適切な収集、利用、提供、預託、廃棄
- ④ 個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいおよび不正アクセス等の予防ならびに是正
- ⑤ 個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守
- ⑥ 第三者監査の実施と管理要領の継続的改善

3. 運用について

3.1 運用基本方針について

安定かつ快適なサービスを提供するため、以下を方針とします。

- ① 当社が提供する本サービスに対し、24時間365日でシステム状況を監視します。
- ② サービス利用者に提供しているサービスに影響のある場合、速やかに利用責任者へ連絡します。
- ③ サービス利用者に提供しているサービスに影響するメンテナンスを実施する場合、事前に連絡します。
- ④ サービスの品質を維持・管理するために、当社は以下の管理を実施します。
 - (ア) 障害およびサービス要求管理
 - (イ) 問題管理
 - (ウ) リリースおよび展開管理
 - (エ) 変更管理
 - (オ) 容量・能力管理
 - (カ) サービス継続および可用性管理
 - (キ) サービスレベル管理

3.2 運用区分について

運用の責任範囲に関しては、以下の通りとします。

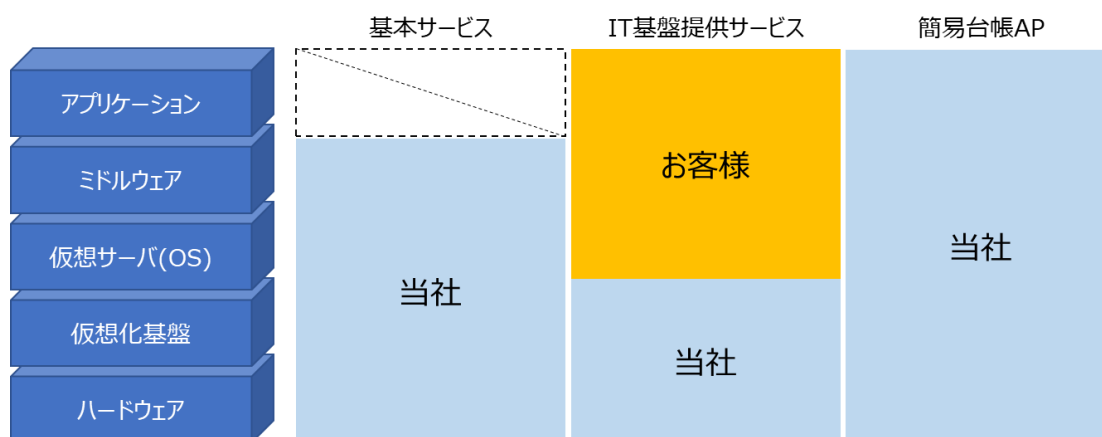


図 3-1: 運用責任範囲

3.2.1 基本サービス機能の運用責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供するミドルウェアまでを当社の運用責任範囲とします。

3.2.2 IT 基盤提供サービス機能の運用責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供する仮想化基盤までを当社の運用責任範囲とし、仮想サーバ(OS)より上位層をサービス利用者の運用責任範囲とします。

3.2.3 簡易台帳アプリケーションの運用責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供する簡易台帳アプリケーションまでが当社の運用責任範囲とします。

3.3 運用体制について

3.3.1 サポート時間帯

問い合わせ受付時間、ならびに、障害受付時間は、当社営業日（9:00～17:00）でご対応します。

当社営業日は、原則、以下を除いた日となります。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、当社規定の休日

3.3.2 問合せ窓口／連絡先一覧

問合せ窓口／連絡先については、別途通知致します。

3.4 当社からの連絡について

当社が障害を検知した際の緊急報告等、急を要する場合は当社より利用責任者へ連絡します。利用責任者の応答が無い場合はメールでの連絡とします。

なお、サービス利用者をご利用になる、水道標準プラットフォーム上で稼働するアプリケーションに関する障害検知・連絡については、原則サービス利用者にてご対応頂きます。別途、当社が障害の一次対応を行うサービスをお申込みの場合は、当社よりサービス利用者へ通知致します。

4. 保守について

4.1 保守基本方針について

安定かつ快適なサービスを提供するため、以下を方針とします。

- ① 本サービスのシステム運用状況監視の結果に従い、サーバの増強や増設、予防交換、回線の増速や増設といった計画メンテナンスを実施します。
- ② 活性保守（ホットスワップ）やライブマイグレーション等を用い、可能な限りサービス利用者のサービスに影響を及ぼさない方法を採用します。
- ③ システム停止を伴う保守作業は、影響のあるサービス利用者へ速やかに連絡しま

す。

4.2 保守区分について

保守の責任範囲に関しては、以下の通りとします。

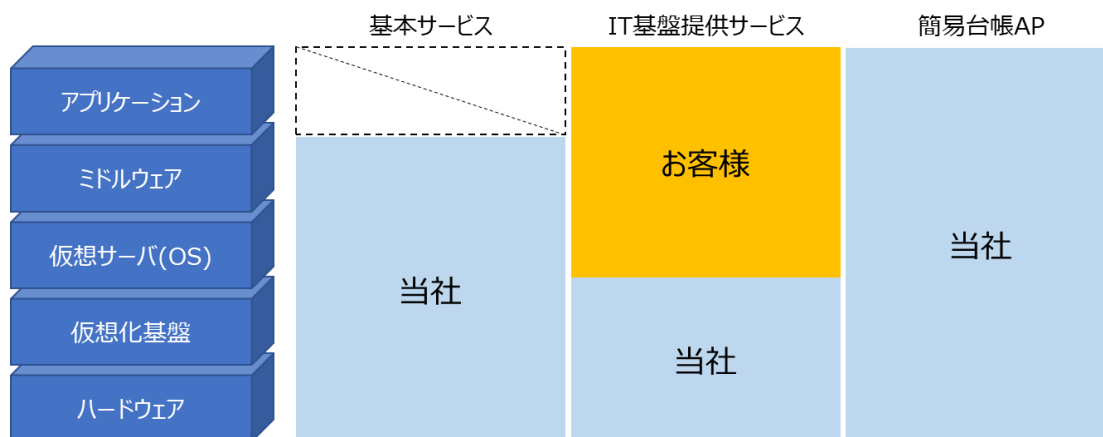


図 4-1: 保守責任範囲

4.2.1 基本サービス機能の保守責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供するミドルウェアまでを当社の保守責任範囲とします。

4.2.2 IT 基盤提供サービス機能の保守責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供する仮想化基盤までを当社の保守責任範囲とし、仮想サーバ(OS)より上位層をサービス利用者の責任範囲とします。

4.2.3 簡易台帳アプリケーション機能の保守責任範囲

水道標準プラットフォーム上で提供する簡易台帳アプリケーションまでが当社の保守責任範囲となります。

4.3 保守体制について

『3.3 運用体制について』の通りとなります。

4.4 計画停止について

計画メンテナンスにはサービス停止を伴うものもあるため、その場合は事前にサービス利用者へ通知を行い、停止・メンテナンスを実施します。ただし、緊急性の高いメンテナンスに関してはこの限りではありません。

5. SLA(Service Level Agreement)について

水道標準プラットフォームでは、サービスに関する品質保証を定めております。サービスごとのサービス品質保証契約（以下、SLA）の適用範囲や内容等の詳細については、各サービス仕様書にて記載しております。

5.1 SLA 適用対象

SLA の適用対象となるサービスについては、以下の通りとします。

- ① 基本サービス
- ② IT 基盤提供サービス
- ③ 簡易台帳アプリケーションサービス

6. 利用料について

6.1 課金の考え方

お申込みいただいたサービスメニューごとに月額利用料が発生します。

6.2 環境について

水道標準プラットフォームには、本番環境、開発・試験環境、評価環境が存在します。各環境において、月額利用料が発生します。

改定履歴

版数	効力発生日	改定内容
第 1.0 版	2020/5/11	初版発行